



許可番号03723175419

# 産業廃棄物処分業許可証

住所 香川県さぬき市前山279番地  
氏名 株式会社 森づくり  
代表取締役 久次 修二  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項  
第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

香川県知事 池田 豊人



許可の年月日 平成31年1月17日  
許可の有効年月日 令和5年12月12日

## 1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 中間処理(発酵処分に限る。)業

(2) 取扱う産業廃棄物の種類

①燃え殻(活性炭に限る。)②污泥③木くず④動植物性残さ⑤動物のふん尿 以上

ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。

自動車等破砕物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

## 2. 事業の用に供するすべての施設

種類及び数量: 産業廃棄物の発酵処理施設 1基

設置場所: さぬき市前山字二股271番、278番1、278番2、279番、300番5、301番 以上6筆

設置年月日: 平成25年12月5日

処理能力: 80t/日(24時間)

## 3. 許可の条件

(1) 上記の中間処理施設又はそれらの設置場所を変更する場合は、あらかじめ香川県知事の承認を受けること。

(2) 事業活動に伴い排出されるガスについて、敷地境界線の地表(周辺道路の東側及び南側)における臭気指数を11以下とすること。

(3) 臭気指数11を満足していることを確認するため、年1回以上、定期的に臭気指数を測定し県に報告すること。

(4) 発酵処理施設からの悪臭の漏洩を防止するため、発酵施設内を常時負圧の状態と管理するとともに、施設への空気流入量及び脱臭施設への空気送風量を記録、保管すること。

(5) 廃棄物の処理能力を変更する場合には、あらかじめ香川県知事と協議し、承認を受けること。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成25年12月13日(当初許可)

平成31年1月17日(更新許可)

令和3年10月4日(処理能力の変更による書換交付)

令和5年2月10日(処理能力の変更による書換交付)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 一有・無  
以下余白